

令和8年度農作業標準労賃・機械作業料金

小川村農業委員会

農作業労働者の標準労賃並びに機械作業標準料金を次のとおり定める。

- 1) 食事は、作業者負担とする
- 2) 標準労賃は、1日当たりの実労働時間8時間を基準とした1時間当たりとする。

	作業の種類		標準料金	摘 要
農 作 業 標 準 労 賃	稲作	一般作業	1,061 円	1時間当たり
		田植作業	1,070 円	〃
	野菜一般作業		1,061 円	〃
	果樹	剪定作業	1,590 円	〃
		一般作業	1,061 円	〃
	きのこ一般作業		1,061 円	〃
	花き一般作業		1,061 円	〃
機 械 作 業 標 準 料 金	耕起作業 10a 当たり (田・畑)		10,000 円	トラクター15cm耕起程度
	代かき作業	〃	15,000 円	トラクター
	田植作業	〃	13,000 円	2~4条植え 補助者なし 植付のみ
	収穫作業(ハインダー)	〃	12,500 円	1・2条刈り 補助者なし 収穫のみ
	収穫作業(コンバイン)	〃	25,000 円	収穫のみ
	脱穀作業	〃	12,500 円	ハーベスター
	畦ぬり機		130 円/m	

注) 農業機械作業標準料金は、条件（圃場の整備・土質・大小、作業の難易度）により作業料金を加減する。